

事務連絡
平成21年7月7日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様について」に関するQ&Aについて

コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様については、平成15年6月4日付け医薬審発第0604001号厚生労働省医薬局審査管理課長通知「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様について」及びこのQ&Aとして、平成18年12月22日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡「コモン・テクニカル・ドキュメントの電子化仕様について」に関するQ&Aについて」（以下「事務連絡」という。）により取り扱ってきたところである。

事務連絡別添は、順次、日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）における合意に基づき更新を行っているところであるが、今般、「eCTD IWG Q&A Version1.16」として更新されたので、御了知の上、業務の参考として貴管内関係業者に対し周知方御配慮願いたい。

ICH

日米EU医薬品規制調和国際会議

eCTD IWG Q&A

Version 1.16
2008年11月13日

改訂履歴

| 版番号 | Date | Description |
|------|----------|--------------------------|
| 1.0 | 2003年1月 | ICHに提出された質問を検討した後の最初のページ |
| 1.1 | 2003年2月 | ICH運営委員会会議(東京) |
| 1.2 | 2003年7月 | ICH運営委員会会議(ブリュッセル) |
| 1.3 | 2003年7月 | ICH運営委員会会議(ブリュッセル) |
| 1.4 | 2003年7月 | FDAの法律家のコメント |
| 1.5 | 2003年11月 | ICH運営委員会会議(ブリュッセル) |
| 1.6 | 2004年1月 | IPPMから様式問題の指摘対応 |
| 1.7 | 2004年6月 | ICH運営委員会会議(ワシントン) |
| 1.8 | 2004年11月 | ICH運営委員会会議(横浜) |
| 1.9 | 2005年5月 | ICH運営委員会会議(ブリュッセル) |
| 1.10 | 2005年11月 | ICH運営委員会会議(シカゴ) |
| 1.11 | 2006年6月 | ICH運営委員会会議(横浜) |
| 1.12 | 2006年10月 | ICH運営委員会会議(シカゴ) |
| 1.13 | 2007年5月 | ICH運営委員会会議(ブリュッセル) |
| 1.14 | 2007年11月 | ICH運営委員会会議(横浜) |
| 1.15 | 2008年6月 | ICH運営委員会会議(ポートランド) |
| 1.16 | 2008年11月 | ICH運営委員会会議(ブリュッセル) |

緒 言

本Q&Aは、eCTDの仕様に関してeCTD Implementation Working Group (IWG) が検討した質問の要約である。本文書で回答した質問は、ICHの3種すべてのeCTDに関する共通の質問に関するものである。ステップ2の仕様に関する質問のはほとんどはステップ4で取り上げたため、このリストには示していない。地域に固有の申請方式の実装スケジュール、モジュール1の実装、ライフルマネージメントについての質問、および各地域における仕様の項目に関する質問は、各地域において公表するガイダンス文書に回答を示す。コモン・テクニカル・ドキュメント(CTD)の目次に連する質問は、ICHウェブサイトのCTD Q&Aセクションに提出すべきである。これまでに提出された質問の一部は、eCTDの仕様変更を要求している。

本文書は、仕様が変更管理を受ける場合、または新規の質問がeCTD IWGに提出された際に、更新される。

| # | 質問 | 回答 | 承認日 |
|---|---|---|--------|
| 1 | 紙媒体CTDには同じ文書が複数含まれることがあるが、eCTDに複数のファイルを含める必要があるか？ | 当該ファイルへの参照についてXMLパックボーン中に個別に記載する。eCTD フォルダ構造の適切な場所にファイルを1つだけ保存し、ファイルを重複して保存しない。 | Feb-03 |
| 2 | eCTDでは相互参照をどう示すべきか？ | ハイパーリンクを利用するにより、CTDの相互参照をeCTDで実現できる。 | Feb-03 |
| 3 | XMLノード属性に以前に割り当てた値を変更できるか？(例えれば、適応症に値を入れなかつたか、間違った値を入れ、後に値/異なる値が必要であることが判明する場合) | 現在はできない。 | Feb-03 |
| 4 | バックボーンへの記載を重複することなく、また意図したCTD構造から逸脱しない方法で、モジュール3「添加剤の管理」セクション(3.2.P.4)に対する正しい「index.xml」ファイルを作成するのには大変にむずかしい。CTDでは各添加剤に対し、個別のセクション3.2.P.4.1から3.2.P.4.4までを提供し、3.2.P.4.5および3.2.P.4.6は別々のファイルであると考えられる。eCTDでは、3.2.P.4.5および3.2.P.4.6に対して、あるいはバックボーンへ記載としても、繰り返し構造を提供できない。 | <p>この質問から変更要請00200および00210が作成された。</p> <p>バックボーンの作成方法を以下に示す：各添加剤毎に要素m3-2-p-4-control-of-excipientsを繰り返し、各繰り返しに付し添加剤属性を割り当てる(例えば、ステアリン酸マグネシウムおよび精製水)。これらのそれぞれそれに、3.2.P.4.1、3.2.P.4.2、3.2.P.4.3、3.2.P.4.4に対する文書を含むリーフ要素を含める。ここに3.2.P.4.5および3.2.P.4.6に対するリーフ要素を含める必要はない。次に要素m3-2-p-4-control-of-excipientsの別の繰り返しを作成し、添加剤属性「animal-human-novel」を割り当てる。ここに、3.2.P.4.5および3.2.P.4.6に対するリーフ要素を含める。ディレクトリ/ファイル構造は、以下のようなものになる。</p> <pre> graph TD index["index.xml"] --> crosscarmellose-sodium["crosscarmellose-sodium.pdf"] index --> magnesium-stearate["magnesium-stearate.pdf"] index --> purified-water["purified-water.pdf"] index --> sodium-chloride["sodium-chloride.pdf"] index --> titanium-dioxide["titanium-dioxide.pdf"] index --> excipients-human-animal["excipients-human-animal.pdf"] index --> novel-excipients["novel-excipients.pdf"] </pre> | Feb-03 |

index.xmlファイルの構造は次ページの図のようになる。

| | | | |
|----|--|---|--------|
| 5 | 一部のTOCタグはeCTDでは不要求されない。次のいずれの場合に作成する必要があるのか、1) 可能な場合、2) その要素を繰り返す場合のみ、または3) 地域の当局が要請する場合のみ、について明らかにしてほしい。 | CTDの全般的なQ&Aと一致させるために、必要に応じて以下の属性を常に含める。 原薬 製品名 添加剤 適応症 | Feb-03 |
| 6 | 付録4に一部のセクションに対する特定のフォルダ名が示されている。また他のセクションは「一般的に单一のファイルから構成される」と記載されている。「一般的に」の定義は何か、また、「一般的でない」場合には何を実施すべきか？ | 新医薬品の製造又は輸入の承認申請に際し承認申請書に添付すべき資料の「作成要領」についてのICHガイダンスに、推奨された文書の構成(granularity)に関する明確な定義がされている。これには、CTDおよびeCTDの各セクションに対し適切な構成と考えられるものが記載されている。ガイドラインに定義が示されていない場合は、eCTDの仕様書に記載されているフォルダおよびファイル名に対する規約に従う限り、適合すると考えられる文書を申請者が自由に作成できる。 | Feb-03 |
| 7 | eCTD仕様において、適応症に使用すべき用語に對し制限はないあるか？ | | Feb-03 |
| 8 | 審査官は「append」(追加) operation属性をどう閲覧し、利用するのか？当局内の審査ツールがこれらの属性をどう取り扱うか、について明確にすべきである。 | eCTD仕様書は、申請者から規制者への電子的CTDの提出に際して記載されるものである。eCTDによる申請資料を審査するためには、各地域の規制当局に問い合わせること。 | Feb-03 |
| 9 | 審査官からの質問は、eCTDにより電子的に提供されるのか？ | eCTD仕様書は、申請者から当局への一方通行の提出メカニズムを提供する。 | Feb-03 |
| 10 | ルートフォルダ名は医薬品の申請番号または登録番号とするよう推奨されている。しかし、欧州の一部の国では、申請前に申請番号を得られない。MRPの場合、各国は異なる番号を与えているため、ルートフォルダの命名が問題となつている。一部の国では、申請番号は包装サイズおよび/または力価別に与えられ、固有の申請番号を見つけるのが難しい。従って、FDAへの申請で使われるような固有の識別子は、欧州では極めて実現しがたい。 | この質問から変更要請00220が作成された。 | Feb-03 |

| | | | |
|----|--|---|--------|
| 11 | ID属性について、内部申請識別子を利用するることは認められるか、または人の識別が無理なくできるようにもつどわかり易いものである必要はないか(例えば、ある問題に関する審査官から申請者への連絡文書における場合)。 | ID属性は、申請書内での固有の参照でもあることかが意図されている。これを利用して、XML文書内で別の項目から当該項目を参照できる。XML文書ではIDの最初の文字はアルファベットでなければならない。内部のIDジェネレータが数字しか使用しない場合、先頭のアルファベットの後に数字をつけることにより、これをIDとして利用できる。 | Feb-03 |
| 12 | eCTD仕様書では、3.2.A.3で新規添加割り替つただけ認めているが1つ以上ある場合は、どうなるのか？繰り返し要素に変更すべきではないか。 | 変更要請についての決定が下されまるまで、解決策を規制当局と相談すること。 | Feb-03 |
| 13 | この質問は、変更要請00050から作成された。 | 現行の仕様書にはICHのウェブサイトにeCTDの空のフォルダ・テンプレートがあると記載されている。そこに、このテンプレートではない、どこにあるのか？ | Jun-03 |
| 14 | この質問は変更要請00390から作成された。 | この質問は、eCTDにおける電子署名の使用についてはどういう見解か？ | Jul-03 |
| 15 | この質問は変更要請00280から作成された。 | 仕様書の付録4に示された文書のファイル名は必須か、オプションか？ | Jul-03 |
| 16 | この質問は変更要請00110および00120から作成された。 | フル・テキスト・インデックス(例えば、Adobeカタログ・ファイル)を提供する必要性と、当局が希望する場合には、それらをバッケーションのどこに、どう含めるべきかを明確にしてほしい。 | Jul-03 |
| 17 | この質問は変更要請00310から作成された。 | 申請プロセスを支援するために、eCTD仕様書に記載されないレベルのサブフォルダを作成することは認められるか？ | Jul-03 |
| | この質問は変更要請00140から作成された。 | 認められる。 | |

| | | | |
|----|---|---|--------|
| 18 | 「ブックマークを展開して示すべきか、または折りたたむべきか?表や図に対するブックマークは別の構造とすべきか?」この質問は変更要請00270から作成された。 | これに関する公式ガイドラインを提供するには、どの当局の経験も不十分である。全てのブックマークを展開するのではなくといと思われる。なぜなら、いくつかのインスタンスでは、審査に支障が出来るくらい多くのブックマークがある。またウェブ・ブラウザのリフレッシュ時間に影響を与える可能性がある。同様に、ブックマークを完全に閉じるのも、審査者がブックマークをどう必要があるので有用ないと思われる。従って、申請者がブックマークをどう示したら審査官に有用かを考え、申請資料内での同様の文書類の文書に対しある程度の一貫性を持たせることが望ましい。 | Jul-03 |
| 19 | 「font library」属性に対する値として何を含めるべきかについて、明確にしてほしい。 | 今どころ、どの当局もこの属性を利用するつもりはないので、ガイドラインの規定は必要ない。 | Jul-03 |
| 20 | この質問は変更要請00300から作成された。 eCTDによる申請で、tifファイルは認められるフォーマットであるのか、またはpdfに変換すべきか? | eCTDの仕様では、tifファイルの使用は認められていない。使用できるフォーマットについては、仕様書の当該セクション(付録7)を参照のこと。 | Jul-03 |
| 21 | この質問は変更要請00350から作成された。 「delete」(削除) operation属性を使用する場合、チェックサムが要求される。チェックサムの対象となるファイルが存在しないとき、どうチェックサム属性を利用すべきか? | チェックサム属性にヌルの入力を推奨する。すなわち、二重引用符("")の間に何も記載しない。 | Jul-03 |
| 22 | この質問は変更要請00130から作成された。 過去に作成された資料に関しては、M4のGranularity Annexに記載されている形式に分割することなく、單一ファイルとして提出しても、受け入れられる。出しても良いか?全てのレポートがM4のGranularity Annex示された方法で構造化しなければならない、決められた日付はあるか? | 既に作成されたあるいは作成中のレポートについては、單一ファイルとして提出しても、受け入れられる。今後作成されるレポートはM4 Granularity Annexに記載された方法で構造化されることを推奨する。 | Nov-03 |
| 23 | この質問は変更要請00460から作成された。 個々のファイル名は、作成時点からライフサイクル終了時まで固定されているのか? | そうではない。ただし、eCTD仕様または地域固有の手引きであらかじめ定められているファイル名、たとえばindex.xmlなどは除く。 | Jun-04 |
| | この質問は変更要請00590から作成された。 | | |

| | | | |
|------------|--|--|--|
| 24 | 地域固有(モジュール)バックボーンxmlファイルのoperation 属性は常に新しいものとするのか。 | 地域固有の手引きを参照のこと。 | Jun-04 |
| 25 (削除) | この質問は変更要請00600から作成された。 ICH-E3「治験の経験報告書の構成と内容に関するガイドライン」 第16.4に、治験記録を付録16.3に、個別症例手帳を付録16.4に、治験に基づく公表文獻および総括報告書で引用された重要な参考文獻をそれぞれ付録16.1-1.1および16.1-1.2に載せることになっている。CTDでは、モジュール5.3.7に患者データ一覧表及び症例記録を、モジュール5.4.6に参考文献を入れるようになっている。これらの項目は実際のCTDおよびeCTDではどこにみえたらしいのか。 | eCTDとでは扱いが異なる。eCTDの場合、症例記録をより個別症例データ一覧のPDFファイルはモジュール5.3.7のオルダに治験別に保存する。たゞしがれれば、PDFファイルでは、症例記録および個別症例データ一覧のリーフ要素を、付随する治験データセットを含む追加情報がある他の治験報告書ファイルと同じ見出しのところに保存する。更に、リーフ要素の復元を、5.3.7患者データ一覧表及び症例記録症例データセットが要求されること。公表文獻及び引用文献のリーフ要素は、モジュール5.4.6のオルダに保存する。ただしがれれば、PDFファイルでは、公表文獻及び引用文献のリーフ要素を、付随する治験報告書ファイルと同じ見出しのところに保存しない。更に、リーフ要素の復元を、5.4参考文献の項目に保存すること。 | 2004/6/4 (Oct-06削除) |
| 26 | この質問はeCTD実装コマネージャープラットフォームから作成された。 申請者が仕様v3.0を使ってeCTDを提出する場合、バージョン3.2との将来の互換性はどうにして保証されるのか。 | v3.0を使用した場合であっても、IDを使って将来的な互換性の問題を回避することが望ましい。 すでに提出済みのファイルについては、規制当局に相談してライフサイクル問題を解決する方法について確認すること。 | Jun-04 |
| 27 | この質問は変更要請00540から作成された。 | 一つの申請を通じて、DTDのバージョンは一つであるべきと予想される。従って、同一申請において初回提出時に用いたDTDと同じバージョンをその後も使い続けるべきか？ 一方、新たなDTDは新規あるいは継続にかかるわらず、ある一定の時期から使いはじめるべきか？ また、仮にDTDの変更が必要であるならば、古い項目の名称変更や新たな項目が追加されたような構造が変更された場合、どのように規制当局はビューアンダッシュールを累積ビューのためには提供するのか？ | Nov-04 申請者は個々の地域において受け入れ可能な最新のDTDを使用するものと予想される。M2専門家作業部会及び3極の規制当局は何時新たな仕様を公表するかにに関するガイダンスを提供するであろう。新たなる仕様の実装時期は特定されるものと思われる。規制変更(例えばCTDの変更)は即座に実施されるであろうが、技術の変更是新たなメッセージーな改訂時まで遅れる可能性がある。 |

| | | | |
|----|---|--|--------|
| 28 | <p>全てのICH地域において、第2部から第5部に関してノード拡張が使用できることを明らかにしていただきたい。ICHの仕様は第1部に関しては地域の問題であるが、第2部から第5部においてノード拡張の仕様を認めている。FDAはノード拡張を認めないと述べており、ICH仕様と整合性が図られていない。</p> <p>ヨーロッパにおける品目申請の経験から、ノード拡張は第4部及び第5部の構造を示すためには必要であることが示された。</p> <p>現在、このことはeCTDが地域を越えて再利用可能ではなく、企業側に対して非常に多くの再作業を行わせることを意味する。FDAは第2部から第5部のノード拡張の使用を認めるべきである。</p> | ノード拡張の使用に関しては個々の申請に関するeCTD仕様に示されているよう。他の地域においてはノード拡張の使用はeCTD仕様に示されないよう受け入れ可能である(つまり、他に情報を提供する手段がないのであれば、その使用は認められる。)使用可能なインスタンス部位に関してはEUおよびMHLWの地域のがイダンスを参照。 | Nov-04 |
| 29 | 单一のグローバルeCTD申請資料を作成し、これを複数の地域に送信して、各地域当局が他の地域の申請資料を無視または削除することは可能か？ | これは推奨されない。 | May-05 |
| 30 | 申請者が提出するスタイルシートは認められるか？ | 地域ガイダンスを参照。 | May-05 |
| 31 | この質問は変更要請00700から作成された。 この質問は変更要請00710から作成された。 | 地域のMD5チェックサム・ファイル(xx-regional-md5.txt)は必要か？ | May-05 |
| 32 | 日本語の文字は2バイトである。それでも、日本語のファイル名に64文字を使用できるか？ | 日本語の文字は2バイトである。それでも、日本語のファイル名(フォルダ名)に64文字を使用できるか？ | May-05 |
| 33 | この質問は変更要請00730から作成された。 申請連続番号は連続的でなければならないか、つまり0004の後に0005を提出しなければならないか？ | 日本語の申請資料については、連続番号が要求される。他の全ての地域についても、連続番号は、申請全体会内で固有であるべきだ。 | May-05 |

| | | |
|--|--|---------------------------------|
| 34 同じノード内にファイルが既に存在する場合、次に提出する資料で、operation属性の 'new' を使用できるか？ | <p>使用できるが、第2部から第5部ではこれを使用する機会は多くないかもしない。カーバーラーや申請書などの項目のある第1部の方がより使用でききるだろう。operation属性の適切な使用については、仕様3.2の表 6-3 を参照。</p> <p>この質問は、変更要請00820から作成された。</p> | May-05 |
| 35 関連するシーケンス・エレメントについて、詳細な説明を提供できるか？ | <p>関連シーケンスの利用は地域により異なる。詳細については地域のガイドンスを参照。</p> | May-05 |
| 36 IWGのeCTDの経験より、自社で作成した eCTD メッセージの他の申請者あるいは規制当局による閲覧を妨げているのは、仕様のどの部分が誤解されているからなのか？ | <p>この質問は、変更要請00580から作成された。</p> | May-05 |
| 37 eCTD 仕様は、0000で提出したファイルを参照する 'new' のオペレーション属性を持つリーフをシーケンス0005に含めるこ | <p>とにより、前に提出したファイルを参照する能力をサポートする。審査官に当該ファイルが既に提出され、審査されたことを示すことはできるか？ この種類の相互参照または再使用に対し、追加オペレーション属性を考慮できるか？</p> | May-05 |
| 38 同じノード内にファイルが既に存在する場合、次に提出する資料で、operation属性の 'new' を使用できるか？ | <p>使用できるが、第2部から第5部ではこれを使用する機会は多くないかもしない。カーバーラーや申請書などの項目のある第1部の方がより使用でききるだろう。operation属性の適切な使用については、仕様3.2の表 6-3 を参照。</p> | May-05 |
| 39 関連するシーケンス・エレメントについて、詳細な説明を提供できるか？ | <p>関連シーケンスの利用は地域により異なる。詳細については地域のガイドンスを参照。</p> | May-05 |
| 40 eCTDの現実段階では、4つのオペレーション属性(new, append, replace and delete)が残存し、追加されない。現仕様では、ファイルが現シークエンス中ではなく、前シークエンスのものであることを技術的に決定できる。 | <p>eCTDビューポイントツールの供給業者は、現シークエンス中のファイルを参照するリーフと前シークエンス中のファイルを参照するリーフの差異を表示方法を開発することが奨励される。</p> | Now-05 |
| 41 この場合、Q&A No. 36で検討される項目リストでは、xlink:hrefは別シークエンス中のファイルを参照できるが、別の申請者/規制当局が eCTD を閲覧するのを防ぐことができないことに留意。 | <p>この質問は変更要請 01080から作成された。</p> | 過去に提出したファイルの参照許可に関する地域ガイドンスを参照。 |

| | | | |
|----|---|---|--------|
| 38 | <p>eCTDの仕様はシーケンス内に2回以上ファイルを含めない ように推奨している。複数のリーフ参照が、eCTD内の複数の 場所のファイルを示すことが意図されている場合、本ファイル がシーケンスで2回以上参照されていることを審査官に示す ことはできるか？</p> <p>こうした相互参照または再使用に対し、追加オペレーション属 性を考慮できるか？</p> <p>この質問は、変更要請 01080から作成された。</p> | <p>eCTDの現実施段階では、4つのオペレーション属性(new, append, replace and delete)が残存し、追加されない。現仕様では、ファイルが一つのシーケンス内の複数のリーフによってリンクされることを技術的に決定できる。 eCTDビューアング・ツールの供給業者は、この場合、表示方法を開拓することが獎励される。</p> <p>文書の内容を XML で記載する一般的な傾向があることが認められている。 しかし、現仕様は構造化された情報に対してのみ XML の使用をサポートする。これから、XML フォーマットでの概要、報告書及び他の narrative 文書の提出は現在は仕様によりサポートされていないと解釈できる。仕様には、規制当局と申請者は地域でのフォーマットの使用を合意できると記載されている（上記と異なる方法での共通フォーマットの使用を含む）。従つて、narrative 文書に対し申請者が XML を使用したい場合は、他の規制当局はこれらの XML ファイルを受け入れない可能性があることを理解した上で、地域の規制当局と連絡を取るべきである。</p> <p>長期的には、M2 が文書を XML で記載する標準を採用する可能性がある。</p> | Nov-05 |
| 39 | <p>モジュール 2-5で、pdf 文書を提出する代わりに、XML 文書を 提出できるか？</p> <p>この質問は、変更要請 01250から作成された。</p> | <p>文書の内容を XML で記載する一般的な傾向があることが認められている。 しかし、現仕様は構造化された情報に対してのみ XML の使用をサポートする。これから、XML フォーマットでの概要、報告書及び他の narrative 文書の提出は現在は仕様によりサポートされていないと解釈できる。仕様には、規制当局と申請者は地域でのフォーマットの使用を合意できると記載されている（上記と異なる方法での共通フォーマットの使用を含む）。従つて、narrative 文書に対し申請者が XML を使用したい場合は、他の規制当局はこれらの XML ファイルを受け入れない可能性があることを理解した上で、地域の規制当局と連絡を取るべきである。</p> <p>長期的には、M2 が文書を XML で記載する標準を採用する可能性がある。</p> | Nov-05 |
| 40 | <p>PDF version 1.4は全地域で使用できるか？</p> | <p>PDF version 1.4のみが全世界で受け入れられるページであることを示すために、eCTDの仕様は次回改定時に変更される予定である。申請者はできるだけ速やかに移行すべきである。</p> | Nov-05 |

| | | |
|----|---|---|
| 41 | <p>M4クラニエラティ文書では、文書の全頁に、その主題を簡潔に示す固有のヘッダとフッタを含めることが要求される。</p> <p>eCTDでは、審査官はかなりの量のメタデータを使用して、容易に関連文書を見つけるので、ヘッダまたはフッタに識別子を記載する必要はない。電子媒体のみの申請で、固有の識別子を含める必要があるか？</p> <p>この質問は変更要請 1310から作成された。</p> | <p>電子申請を行うとき、各ページに固有の識別子(ヘッダまたはフッタ)を付けることが適切な状況がなおある。例えば、文書を印刷するとき、または複数の文書を同時にスクリーン上で見るとき。固有の識別子は、CTD セクションの識別子や他のメタデータを含む必要はないが、文書の一般的な主題、例えば、試験識別子、バッチ番号を示すべきである。</p> <p>Jun-06</p> |
| 42 | <p>ICH E3「治験の総括報告書の構成と内容に関するガイドライン」では、症例記録を付録16.3に、個別症例データ一覧表を付録16.4に基づく公表文献および総括報告書で引用された重要な参考文献をそれぞれ付録16.1.11および16.1.12に載せることになっている。CTDでは、モジュール5.3.7に患者データ一覧表及び症例記録を、モジュール5.4に参考文献を入れるようになっている。これらの項目は実際のCTDおよびeCTDではどこに入れたらよいのか？</p> <p>この質問はCTD実装コーディネーショングループへ提出された。</p> | <p>症例記録(CRF)、データセット及び患者データ一覧表は地域のガイドラインに従って構成すること。</p> <p>Oct-06</p> <p>公表文献と参考文献のファイルは、モジュール5.4のフォルダー中に置くこと。ただし、<i>index.xml</i> フайлでは、公表文献と参考文献のリーフ・エレメントは、付随する治験タグファイル(STF)に含まれる追加情報とともに他の試験報告書ファイルと同様に、見出しの下に含めなければならない。加えて、リーフ・エレメントの繰り返しは、5.4 参考文献の項の下に置くこと。</p> |

| | | | |
|----|---|---|--------|
| 43 | 以前の提出における複数ファイルを单一のファイルで置き換えることは可能か？ | 認められない。单一のリーフ操作では單一のリーフ要素のみが対象となる。リーフ要素とファイルを区別することは重要である。eCTD仕様書はファイル管理ではなくリーフ要素管理を記述している。 | May-07 |
| 44 | eCTDライフサイクル中の單一のファイルを複数回置き換えることは可能か？ | 認められない。申請のなかで一度リーフ要素が置き換えられると、以後そのリーフ要素は最新とはみなされない。最新のリーフのみがその後の提出において置き換え可能である。 | May-07 |
| 45 | 例えば米国薬局方もしくは歐州薬局方の記載により添加剤の名称が変更された場合、eCTDのメタデータをどのように変更するのか？添加剤の名称はeCTDのメタデータに含まれなければならない。さらには3.2.P.4のフルダ名にも反映される。医薬品のライフルにおいて剤形に変更がなくとも、使用者でいる特定の添加剤の名称がいずれ変更となる可能性がある。 | eCTD仕様書にはライフルにおいて属性を変更するための明解な仕組みがない。対処法として、申請者は不適切な添加剤の属性値をもつたすべてのリーフ要素を削除し、修正された添加剤属性値をもつリーフを再提出する。この対処法は局方記載添加剤および局方記載でない添加剤のいずれにも適用される。この操作を行う前に地域の規制当局に相談すること。 | May-07 |
| 46 | 特定の局方記載の添加剤の名称変更是eCTDにおいてどのレベルで対応されるのか？ 特定の局方記載ではない添加剤の名称変更是eCTDにおいてどのレベルで対応されるのか？ | Q&A 40番は取り下げられ、新しいQ&Aが作成された。すべての地図はPDF 1.4の受入れに合意した。PDFのその他のノーマイゼーションを提出する際には地域ガイドンスを参照すること。 ICH eCTD 質問40番ではPDF V1.4のファイルがすべての地域で受け付け可能であるかを問い合わせている。回答は肯定的ではあったが、eCTDにおいてV1.4を義務化することでの「受入れ可能性」よりもさらに先に進めることができる。V1.4は「受入れ可能」や(根拠があれば)「望ましい」とするよりも、「必須」であるべきではないか？ | May-07 |
| 47 | PDF/A-1はeCTDで提出される文書のPDFファイル形式として受入れ可能か？ | PDF/A-1は保存目的の形式であり、eCTDを利用するICHでの審査要求を満たさない。 | May-07 |
| 48 | 「index-md5.txt」ファイルのフォーマットに関する追加のガイダンスはあるか。 | 「index-md5.txt」ファイルには、対応する「index.xml」ファイルの32文字のMD5チェックサムのみを含めるものとする。この値の前後に追加の文字(キャリッジ・リターンおよびその他の非表示文字を含む)を入れてはならない。 | Jun-08 |

eCTD DTDが定義する「属性」には2種類がある。すなはち、リーフ要素を構成する属性(例:id、checksum、operationなど)と、反復要素の内容の定義に用いられる属性(例:3.2.Sの「substance」属性、5.3.5の「indication」属性など)である。eCTD DTDはこれらの属性を、必須(技術的に必要な属性または任意の(選択的)属性のいずれか)として定義する。

「任意」の属性についてはいずれれも、この属性に値が与えられない場合、その属性は省略する。たとえば、2.3.Pでは「product-name」、「dosageform」、「manufacturer」属性が任意属性である。申請者がこれらの属性に値を付与することを選択する場合(例:それぞれDrug X、Tablets、Company X)、index.xmlには以下のステートメントを含めることができる:

```
<m2-3-p-drug-product dosage-form="Tablets" manufacturer="Company X" product-name="Drug X">
```

[注:属性は任意の順序で指定できる]

申請者が「product-name」および「dosageform」属性のみに値を提供することを選択した場合、index.xmlには以下のステートメントが含まれる:

```
<m2-3-p-drug-product dosage-form="Tablets" product-name="Drug X">
```

「manufacturer」属性の値は付与されていないので、「manufacturer」ステートメントを含める必要はない。

すべての技術的に「必須」の属性についてとは、値を付与しなければならない。そうでなければ、そのファイルは無効となる。各リーフ要素には、技術的に必須の属性としてID、operation、checksum、checksum-typeの4つがある。operation属性がdeleteのリーフ要素には、xlink:href属性値は必要としない。したがって、一般的に「checksum」および「checksum-type」属性に提供する適切な値はない。日本では、「checksum」属性値は空になり[すなはち、ダブルクオーテーションマークの間に何も入力しない(checksum="")]、「checksum-type」属性値は"md5"とする。その他のすべての地域では、「checksum」属性値も「checksum-type」属性値も空になる。

| | | | |
|----|--|--|--------|
| 50 | ICH eCTD Q&AのQuestion 30)には、独自のスタイルシートの受け入れ可能性に関する記述があると書かれている。ICH M2/ESTRUウェブサイトにはICHスタイルシートのチェックサムが公表されており、一部のeCTDバリデーションツールでは提供されたスタイルシートのチェックサムが公表値と一致しない場合に問題が報告されるとが知られている。 申請者が作成したスタイルシートの追加のガイダンスはあるか。 | すべてのeCTDは、そのeCTDの送付先である該当地域または該当国、ICHおよび地域の承認済みスタイルシートを含むものとする。 ICHの現在推奨するには、申請者は独自のスタイルシートを当局に提出せず、ICHおよび地域で承認されたスタイルシートのみを受け入れ可能なスタイルシートとして提出しなければならない。 | Jun-08 |
| 51 | util/dtdおよびutil/styleフォルダの内容に関する制約はあるか。 | これらのフォルダの内容には、eCTDの構造、バリデーション、および表示をサポートするICHおよび地域向けのファイルに限定されている。この記述には、ICHおよび地域のDTD、地域のサポートファイル(eu.modファイルなど)、バリデーションに必要なファイル(valid-values.xmlファイルなど)、ICHおよび地域のスタイルシート・ファイルが含まれる。これらのフォルダをその他の種々のファイルに使用してはならない。 | Jun-08 |
| 52 | リーフIDはeCTDシーケンス内で一意でなければならないのか、あるいはXMLインスタンス内で一意でなければならないのか。 | その特定のeCTDの提出およびeCTDの提出を予定している地域の要件をサポートするために、関連するICHおよび地域向けのファイルを提供することとする。これらのフォルダには、バリデーションに問題を引き起こすことなく、他の地域用のICHおよび地域で認められたファイルも含めてよい。 | Jun-08 |
| 53 | eCTD内のすべてのPDFファイルにブックマークをつけなければならぬばならないか。 | eCTDバックボーンXMLインスタンス内のリーフIDは一意でなければならない。そうでなければ、重複した値が構文解析エラーを引き伸すため、ファイルは無効になる。リーフIDをシーケンス内で一意とすることは、技術的要件ではない。リーフIDの参照には必ずXMLインスタンスのパスとファイル名が含まれるため、そのリーフの一意の識別子を提供する。 | Jun-08 |

| | | |
|----|---|---|
| 54 | eCTDファイルのフォルダ構造に空のフォルダ(すなわち、別の空のフォルダを提出してはならない。 フォルダもファイルも入っていないフォルダ)を含めることができるか。 | Jun-08 |
| 55 | eCTD仕様では、PDF 1.4が全世界で受け入れ可能な唯一のバージョンであると推奨されている。その他のPDFの文書のプロパティについて、ICHの推奨はあるか。 | Jun-08 <p>その他のPDF表示ツールを使用した場合は、設定の表示は異なる可能性がある。しかし、Acrobat 7では、「ファイル」>「文書のプロパティ」をクリックすることで「文書のプロパティ」を確認でき、これにより以下のタブが表示される。</p> <p>「概要」タブ – 申請者はファイルがPDF 1.4であることを必ず確認し、そうでない場合は必ず地域ガイドンスに準拠する。ファイルはFast Web Viewing(高速ウェブ表示)用に最適化しなければならない。ICHでは、このタブのその他のフィールドに関して推奨はしていない。</p> <p>「セキュリティ」タブ – eCTD仕様に記されているように、個々のファイルにはいくつかのセキュリティの設定も行つてはならない。</p> <p>「フォント」タブ – eCTD仕様に、フォントおよび埋め込みの使用に関する提議が含まれている。</p> <p>「初期表示」 – ICHでは以下の設定を推奨する: 表示>Show = ブックマークとページ; ページレイアウト = デフォルト; 倍率 = デフォルト; ページ番号 (Open to Page Number) 1</p> <p>上記以外の個々の設定については、ICHからの推奨はない。</p> |
| 56 | リーフ記述内のapplication version属性はどのように使用するべきか。 | Jun-08 <p>application version属性は以下の状況でのみ使用するものとする: PDFに関連コントラクトがあるリーフ要素の場合、application versionを使用してPDFのバージョンを明示するものとする(例:PDF 1.4)。PDFのバージョンを確認するには、AcrobatでPDFファイルを開き、「ファイル」>「文書のプロパティ」をクリックする。「概要」タブでPDFのバージョンを確認できる。</p> |
| 57 | xml:lang属性の正しい使用法に関する明確な説明はあるか。 | Jun-08 <p>xml:lang属性は現在、ICH eCTDバージョンには使用されていない。地域モジュールでのこの属性の使用については地域ガイドナンスを参照されたい。</p> |
| 58 | モジュール3の構造的メタデータの値(モジュール3.2.Sでは原薬名および製造業者、モジュール3.2.Pでは製剤名、剤形、製造業者)をそのモジュールのフォルダ名としても使用しないければならないか? | Nov-08 <p>いいえ。メタデータの値をそのままデレクトリ構造のフォルダ名に使用しないといけない技術的要件はない。さらに、ツール・ベンダーは、ユーザーがメタデータの値とフォルダの値を別々に所有できるようになりますが、メタデータの構造的メタデータの記述的な値に影響を及ぼすことなく、ユーザーがフォルダ/ファイル・パス全体の長さを管理することができるからである。</p> |

| | | | |
|----|--|--|--------|
| 59 | すべてのシーケンスで同じフォルダ名にする必要があるか? (例、原薬名) | いいえ。フォルダ名が過剰に長くなる等といった理由で変更が必要な場合には、シーケンスによってフォルダ名を変更することは可能である。また、eCTDビルディング・ツールはすべてのシーケンスでフォルダ名の統一を強制すべきではない。 | Nov-08 |
| 60 | 同一のバックボーン・インスタンスまたは別のシーケンスにおける複数のリーフから、単一のSTFファイルを参照させることは許容されるか? | 使用される各インスタンスのライフサイクル管理上の問題が発生しうるため、推奨されない。同一の試験IDを有する複数のSTFを提出すべきではない。 | Nov-08 |
| 61 | 1つのSTFファイル内で、同一のバックボーン・インスタンスマまたは別のシーケンスにおける別のeCTD要素のリーフ要素を参照させることは許容されるか? | 使用される各インスタンスのライフサイクル管理上の問題が発生しうるため、推奨されない。同一の試験IDを有する複数のSTFを提出すべきではない。 | Nov-08 |
| 62 | STF仕様書のタイトル名「1試験の情報をCTDの別のサブセクションで提示する(Presenting Information from One Study in a Different Subsection of the CTD)」に記載されている仕様に準拠するために、バックボーンにおいて2つの異なる場所に同一の試験IDをつけてSTFファイルを提供することは許容されるか? | 複数のeCTDサブセクションに関連する単一試験の結果を提出する場合、单一のSTFを作成し、单一のサブセクションに関連づけるべきである。その試験が関連する追加的な各サブセクションについては、スパン・サーは、どのようなサブセクションにSTFがあるのかを記載した単一の書類を提出すべきである。 单一封式を提出するではなく、個別のサブセクション下の試験報告書のライフサイクルを自ら管理することを望む場合は、追加的なSTFファイルと付随するリーフを提出すること。複数のSTFに関する試験IDは、ADME123-absorptionやADME123-distributionのように明確な接尾語をつけた独自の試験識別子で構成すべきである。同一の試験IDを有する複数のSTFを提出すべきではない。 | Nov-08 |
| 63 | STF仕様書のタイトル名「CTDの同一サブセクション内における期間別(time-specific)分析を識別する(Distinguishing Time Specific Analyses Within the Same Subsection of the CTD)」に記載されている仕様に準拠するため、同一の場所に同一の試験IDをつけて2つのSTFファイルを提供し、試験タイトルを使用して2グループを区別するために試験IDに接尾語をつけることは許容あるいは推奨されるか? | 同一の試験IDを有する2つのSTFファイルは、同一試験と解釈される。したがって、試験タイトルによる区別はできない。abc123-6monthやabc123-12monthのように、試験IDに接尾語を加えることは、区別する助けになると考えられる。 | Nov-08 |

Q&A No. 36 2007年5月更新

| | |
|----|--|
| 1 | 申請連続番号フォルダ中に、index.xmlという名前のICHバックボーン・ファイルが存在するのを確認する。 |
| 2 | ICHより発表されたeCTD DTD のチェックサムが、「util/dtd」フォルダ中のeCTD DTD のチェックサムと同じであるのを確認する。 |
| 3 | index.xmlが、「util/dtd」フォルダ中の新規するeCTD DTD バージョンに対しリードされているのを確認する。 |
| 4 | operation属性の値がnewである場合は、修正ファイル属性値は空白である。つまり、記入されていない。 operation属性の値がappend、replaceまたはdeleteである場合は、修正ファイル属性は有効値(valid value)である。 operation属性がnew、appendまたはreplaceである場合は、xlink:href属性は有効値である。 • ID属性値が文字またはアンダースコア文字で始まるのを確認する。 |
| 5 | 適切なフォルダにxx-regional.xml[1]が存在するのを確認する。 |
| 6 | 地域で発表されたDTD、XML Schema、および関連ファイルのチェックサムが、「util/dtd」フォルダ中の対応するファイルのチェックサムと同じであることを確認する。 |
| 7 | 地域のインデックス・ファイルが、「util/dtd」フォルダ中の対応する地域DTD、XML Schemaおよび関連ファイル(例えば、modified-file属性)に対してペリデータされていることを確認する。 |
| 8 | 地域で要求されるインスタンス・ファイル(例えば、STF)を用いる場合は、地域で発表されているDTD、XML Schemaおよび関連ファイルのチェックサムが、「util/dtd」フォルダ中の対応するファイルのチェックサムと同じであることを確認する。 |
| 9 | 地域で要求されるインスタンス・ファイル(例えば、STF)を使用する場合、インスタンス・ファイルが「util/dtd」フォルダ中の対応するDTD、XML Schemaおよび関連ファイルに対しリードされていることを確認する。 |
| 10 | 地域XMLファイル(s)が、正確な(correct) XML syntaxおよび正確な(correct) 属性内容に対しリデータされていることを確認する(地域ガイドンスを参照)。 |
| 11 | 全てのファイルに対するチェックサムが、関連するバックボーン(すなわち、index.xml、xx-regional.xml)に記載されているチェックサムと等しいことを確認する。 |
| 12 | xlink:href属性で識別される全てのファイルが存在することを確認する。 |
| 13 | フォルダ mlからm5('util'サブフォルダ以外のサブフォルダを含む)に参照されないファイルがないことを確認する。 |
| 14 | 参照されるDTDに関連して、適切なフォーマットが修正されたファイル属性に使用されていることを確認する(仕様3.0対応3.2) |
| 15 | 全てのファイルとフォルダの命名規定(長さ制限および許容される文字)が eCTD仕様の付則6に従っていることを確認する(注:eCTD仕様中のフォルダとファイル名は強く推奨されているが、強制ではない(Q&A No. 15を参照)) |
| 16 | 申請資料に含まれる全ての最下位レベルの見出し要素に、少なくとも1つのリーフが含まれることを確認する。 |
| 17 | PDFファイルも100 MBを超えないことを確認する。 |
| 18 | 提出連続番号が4桁であることを確認する(すなわち、0000から9999までの数字) |
| 19 | シーケンス・フォルダ名が、「xx-regional.xml」中のシーケンス番号と一致することを確認する(日本には適用されない)。 |
| 20 | リーフまたはノード拡張title属性が空でないことを確認する(operation属性が deleteの場合を除く) |
| 21 | どのファイルもファイル・レベルのセキュリティまたはパワード保護が使用されていないことを確認する。 |
| 22 | PDFのリンクとリンクマークが関連していることを確認する。 |
| 23 | 高速エープリケーション用に、PDFファイルが最適化されていることを確認する。 |

[1] xxがICH地域の識別子を示す場合、euiは欧洲連合、jpは日本、usは米国地域である。